



令和5年3月6日  
十日町市農林課

## 北陸農政局多面的機能発揮促進事業優良活動表彰で 市内の2団体が北陸農政局長賞を受賞しました

農林水産省北陸農政局では、日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払及び多面的機能支払に係る取組等を対象に、優良な活動を表彰しています。

このたび、中山間地域等直接支払部門で「黒倉集落協定」が、多面的機能支払部門で「池谷入山多面的機能組合」が、北陸農政局長賞を受賞することが決定しました。一つの自治体で両部門を同時に受賞するのは、平成28年の表彰創設以来、十日町市が初めてとなります。

### 1 受賞者

中山間地域等直接支払部門：黒倉集落協定（代表 関谷 敏明）

【評価のポイント】 移住者が新たな移住者を呼び、農業の担い手から地域の担い手へ世代をつなぐ取組

多面的機能支払部門：池谷入山多面的機能組合（代表 曾根 一真）

【評価のポイント】 NPO法人との協働による関係人口の拡大と地域の活性化

### 2 表彰式

日時：令和5年3月14日（火）午後1時30分～2時20分

会場：北陸農政局 金沢広坂合同庁舎（石川県金沢市）

### 3 添付資料

- ① 受賞者一覧
- ② 受賞者概要
- ③ 多面的機能発揮促進事業優良活動表彰実施要領

#### ■お問合せ先

十日町市産業観光部農林課 農地整備係

担当：佐藤正登 ☎025-757-9926（内線281）

# 令和4年度北陸農政局多面的機能發揮促進事業優良活動表彰

## 受賞者一覧

### 【多面的機能支払部門】

新潟県十日町市 「池谷入山多面的機能組合（いけたにいりやま）」

富山県南砺市 「高宮環境保全会（たかみや）」

石川県七尾市 「日用川グリーンクラブ（ひょうがわ）」

福井県越前町 「熊谷美土里保全会（くまだにみどり）」

### 【中山間地域等直接支払部門】

新潟県十日町市 「黒倉集落協定（くろくら）」

富山県氷見市 「長坂集落協定（ながさか）」

石川県小松市 「上麦口町集落協定（うえむぎくちまち）」

福井県高浜町 「山中農地保全会（やまなか）」

## 令和4年度 北陸農政局多面的機能発揮促進事業優良活動表彰 受賞者概要

### くろくら 黒倉集落協定(新潟県十日町市)

＜移住者が移住者を呼ぶ、農業の担い手から地域の担い手へ世代をつなぐ集落づくり＞

協定面積: 田 23.3ha(急傾斜20.9ha)  
協定参加者: 農業者19名

本集落協定地区は、平成12年度から本制度を活用して農道・水路の補修や生産組合による農作業の共同化など営農体制の整備に取り組むとともに、地域外からの人材の確保に向けて、地域おこし協力隊の受入れを契機に、受け入れた人材と連携した都市住民との体験交流活動を進めている。

現在、移住者が中心となって設立した地域活動団体「縄文ノ和黒倉(じょうものわくろくら)」が、新そば祭り等を開催するなど、体験交流活動を発展させており、移住者が新たな移住希望者を呼び込む良い循環が生まれている。

また、移住者に対して農地の斡旋など地域への定着に向けたフォローも行っており、移住者は集落の共同作業に参加するだけでなく、高齢者世帯の除雪も行うなど、農業の担い手としてだけでなく、地域の担い手として活躍している。



【縄文ノ和黒倉のメンバー】



【黒倉新そば祭り】

### いけたに いりやま ためんてき きのう くみあい 池谷入山多面的機能組合(新潟県十日町市)

＜NPO法人との協働による関係人口の拡大と地域の活性化＞

協定面積: 17.54ha  
構成員: 農業者20人、非農業者22人、参加団体5

本地区は、新潟県十日町市のなかでも山あいの雪深い地域にあり、棚田での稲作を中心とした営農が展開されている。農業者の高齢化に伴い施設の適切な保全管理がなされないことで、耕作放棄が懸念されることから、NPO法人との連携により関係人口を創出することで共同活動を推進している。

地域住民と地域外住民で「池谷の3年後を考える会」を開催し、地域の現状と課題、取組の方向性について理解を深めている。また、棚田オーナー制度による田植え・草取り・稲刈り体験イベントを開催するなどの都市農村交流を通じて、若い移住者が増加するなど、地域の活性化が図られている。



【地域外住民との意見交換】



【棚田オーナーによる田植え】

# 北陸農政局多面的機能発揮促進事業優良活動表彰実施要領

## 第1 目的

本表彰事業は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）」に基づき、北陸農政局の管内において取り組まれている「多面的機能発揮促進事業」のうち、多面的機能支払及び中山間地域等直接支払に係る取組等を対象に優良な活動を表彰し、関係者の意欲の高揚を図るとともに、同事業による各種の取組の推進に資することを目的とする。

## 第2 実施主体

この表彰事業の実施主体は、北陸農政局とする。

## 第3 表彰の対象

優良活動表彰の対象は、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動等により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしているとともに、農用地等の地域資源の保安全管理や効率的な利用の促進に資する「多面的機能支払」及び「中山間地域等直接支払」における優良な取組等とする。

## 第4 県からの推薦等

選定の対象は、各県担当部局から以下の部門毎に推薦のあった取組等を対象に審査のうえ、北陸農政局長賞を授与する。

### 1 表彰部門

- (1) 多面的機能支払部門
- (2) 中山間地域等直接支払部門

### 2 推薦対象

各県から各部門毎に1事例から2事例程度の推薦を受け付ける。

## 第5 審査

北陸農政局は、別に定める北陸農政局多面的機能発揮促進事業優良活動表彰審査委員会において審査を行い、各県担当部局から推薦のあった取組等から選定する。

## 第6 表彰者の決定

北陸農政局長は、前項の規定による審査の結果に基づき、北陸農政局長賞を交付する取組等を決定する。

## 第7 事務局

本表彰事業の事務を処理するため、事務局を北陸農政局農村振興部農地整備課におく。

## 第8 その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項については北陸農政局において別に定めるものとする。

## 附 則

この規定は、平成29年1月10日から施行する。